

安城市監査公表第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和5年6月26日

安城市長 三星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和5年4月5日から5月29日までの間に実施した定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和5年8月15日（火）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）ごみ資源循環課

修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に日付、代表者印の押印がないもの及び見積書の原本を徴収していないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

（2）建築課

修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に代表者印の押印がないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

見積書は、押印（代表者印含む。）された原本を受領しなければならない。